

沿岸漁業用海岸局の広域通信エリア確保のための制度整備に関する意見募集に対し提出された意見及びそれに対する総務省の考え方

【意見提出：2件】

No.	提出された意見	総務省の考え方
1	<p>「電波法関係審査基準の一部を改正する訓令案についての意見募集」に関し、当協会としては反対します。</p> <p>大まかな理由としては</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 5W以内で出力を上げた場合、既に実施されている規制下で「スプリアス」改正に対応した無線機について27MHz±1Wの無線機がスプリアス規制を無線機器メーカーの説明どおりクリアできるのか疑問。送信出力の増加よりもアンテナを現状より高地に設置すること等、利得の向上を実施する事が先ではないか。 2. 海岸局と双方向で運用している船舶局も同時に5Wに出力を上げるのなら別として、一方だけパワーを上げて意味がないのでは。 受信のみでは船舶局にメリットがあると考えられない。また、海岸局のエリア内で呼び出しに応えないことでクレームのもとになる懸念は大きい。 3. 地理的な条件（海岸線が単一方向の地域と二方向の地域や太平洋、日本海などの外海と瀬戸内海等）によっては、現在以上に設備投資の増加が求められることが予想される。実施に移された場合に利用者である漁業従事者への負担増加に対して現状の経済状況で納得するか疑問である。 4. 本審査基準の改正が目指す方向がはっきり把握しがたい。海岸局のみ出力増加してカバーエリアを増やしても船舶局サイドからみれば従来どおりの運用であり、単なる放送でしかない。また、防災目的を狙うのであれば沿岸自治体や国の機関等との協定を締結することを通じて、海岸局への人的経済的面の協力が不可欠である。ただ、今日の特に地方自治体の緊縮財政の流れに対して新規施策へどれだけの協力が得られるか疑問視している。 <p>上記の理由の問題点が発生することが予想され、当協会としまして再考していただきたいと思います。</p> <p style="text-align: right;">【一般社団法人周南漁業無線協会】</p>	<p>本件改正は、海岸局が統合した場合でも従前のカバーエリアを確保できるよう措置するものです。</p> <p>海岸局の統合は、それぞれの海岸局の免許人が判断することであり、総務省が行うものではありませんので、御理解願います。</p> <p>なお、海岸局のみ空中線電力の増力を行うことに関する意見については、海岸局のアンテナを高性能化する等により、船舶局からの通信も従来どおり可能であると考えられます。</p>

2	<p>1. 沿岸漁業用海岸局の広域通信エリア確保のために、27MHz 帯D S Bの空中線電力を5Wまで認めるとともに、漁船の操業海域等を考慮して指向性の空中線を使用する案件については、以下の条件を付して賛成します。</p> <p>【条件1】 改正案では、A 2 D 電波及びA 3 E 電波を使用する海岸局であって、複数の海岸局を統合するもの（以下「統合海岸局」という。）の空中線電力は5W 以下であることと規定していますが、この統合海岸局には、改正以前に統合を終えた海岸局も含むものとしていただきたい。</p> <p>【条件2】 統合海岸局以外の海岸局であっても、1W 運用時のサービスエリア外に漁船の操業海域等が日常的に存在する場合であって、これらの海域をサービスエリアとする他の海岸局が存在しない等一定の条件を満たす場合は、この海岸局の空中線電力を5W まで認めていただきたい。</p> <p>2. 空中線電力5W 以下の携帯型国際VHF であって、D S C による送受信が可能な無線設備を設置するすべての船舶局に対しては、MMS I を指定することができると規定していますが、本人（免許人）が認識しないでMMS I が指定されても国際VHF にMMS I が書き込まれる保証がなく、識別信号が記載された免許状と無線設備に齟齬をきたす恐れがあり、また、定期検査等の対象にもなっていないためこれを確認する手段もない。このため、MMS I は免許人が希望する場合に限り指定することでできるように表現を改めていただきたい。</p> <p style="text-align: right;">【一般社団法人全国船舶無線協会】</p>	<p>【1. について】 条件1及び条件2において、要望されている内容については、個別の事案ごとに御相談ください。</p> <p>【2. について】 海上移動業務識別（MMS I）の指定は、申請者の希望により指定することができるよう措置するものです。そのため、指摘されているような事案は発生しないと考えます。</p>
---	---	--